

地方自治法の一部を改正する法律の施行について（抄） 【法律公布：S37. 5. 15】

（昭和37年 5 月21日 自治乙行発第 4 号）
（各都道府県知事宛 自治事務次官）

第一 執行機関に端する事項（略）

第二 財務に関する事項

- (1) 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体が資金の二分の一以上を出資している民法第34条の法人、株式会社及び有限会社並びに当該普通地方公共団体がその者のために負担している債務の額が資本金の二分の一に相当する額以上の額である民法第34条の法人、株式会社及び有限会社について調査をし、報告を求め若しくはその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求め、又は監査委員に要求して監査をさせ、若しくは報告を徴させることができることとされたこと（法239の3③、地方自治法施行令（以下「令」という。）161の2）。

ア 「予算の適正な執行」とは、普通地方公共団体が出資をしている場合にあっては当該出資の目的に従って適正に法人の管理が行なわれていること。普通地方公共団体が法人のために債務保証、損失補償等債務を負担している場合にあっては、当該負担に係る法人の借入金等が契約の内容に従って適正に運用されていることをいうものであること。

イ 「必要な措置」は、民法、商法又は有限会社法の定めるところによって法人が決定し又は執行することのできる措置でなければならないこと。

ウ 法人について事業法規に主務大臣の監督権の定められている事項については、必要な措置を講ずることを求める前にあらかじめ、関係機関の長と十分連絡調整を図ることが望ましいこと。

- (2) 普通地方公共団体の長は、(1) の法人について、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならないこととされたこと（法244④、令172②）。

「決算に関する書類」とは、当該法人の貸借対照表、損益計算書、事業の実績報告書等に相当する書類とし「事業の計画に関する書類」とは、当該法人の事業計画予算等に相当する書類をいうものであること。なお、この改正規定は、改正法の施行の日以後に始まる事業年度から適用されるものであること（改正法附則⑤）。